

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事概要(第7回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

速報のため、事後修正の可能性あり

1. 日時

平成15年2月24日(月)13:30～16:40

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],大山隆司,北野聖造,曾我部東子,竹崎博允,戸松秀典,長谷川真理子,土方健男,細川清,堀越みき子,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

荒井勉,一木剛太郎,金井康雄,鹿子木康,小池裕,寺田逸郎,中山隆夫,明賀英樹,山崎敏充,山崎恒

4. 議題

協議

1. 裁判所運営への国民参加

2. 司法修習委員会

(2)今後の予定等について

5. 配布資料

[裁判所運営への国民参加]

(資料)

4. 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱案

5. 確認事項案

[司法修習委員会]

(資料)

4. 司法修習委員会規則要綱(案)改訂版

(委員提出資料)

「司法修習委員会規則要綱(案)の修正案」(宮本委員提出)

「確認事項(案)」(堀野委員提出)

(席上配布資料)

「確認事項(案)」

6. 議事

協議(:委員長, :委員, :幹事)

幹事から、「下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則」及び「簡易裁判所判事選考規則の一部を改正する規則」の制定について説明された。

：簡易裁判所判事選考規則の改正自体については賛成であるが、これはある程度暫定的なものであり、選考のあり方についても見直しを行うものと理解している。また、学識経験者の委員は、非法曹とするよう取り計らってもらいたい。

：学識経験者の委員は、法曹三者以外とすることを考えている。

1) 裁判所運営への国民参加

幹事から、2月18日に開催された司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、当委員会における検討状況について最高裁から説明を行ったことが報告された後、資料4の修正された要綱案(以下「要綱案」という。)及び資料5の確認事項案について説明された。

<要綱案について>

：地域における司法の在り方なども幅広く意見交換ができるようにする趣旨で、1の設置と2の所掌事務に「等」を加えている点について、疑義を生じるのではないかという意見があったことから、「等」を残すか、あるいは、削除するのか、ご意見を伺いたい。

：「等」は存置してよいと思う。「等」を入れても不明確になるわけではなく、あくまで運営に関わる「等」である。地域の検察庁や弁護士会プロパーの問題をここで議論することはないだろう。地方裁判所や家庭裁判所の運営との関わりにおける弁護士会との関係や検察庁との関係は入るかもしれないが、自ずから、「裁判所の運営」という言葉によって「等」の広がりには限定されるのではないか。

：設置の目的に運営「等」と書くことに抵抗はないが、所掌事務に運営「等」とあるのは不分明である。「等」を残すのであれば、「その他当該裁判所の管轄する都道府県における司法のあり方に関し」というように書く必要があるのではないか。

：「等」は不明確ではないかと思う。その地域における司法のあり方といっても、裁判の中味に関係があることは含まれないから、裁判所の運営に関連する地域の弁護士会や検察庁の運営のあり方であれば、「等」がなくとも当然議題にできる。むしろ「等」はない方がすっきりしてよいのではないか。

：「運営」という言葉自体が非常に幅のある概念であることを前提とすれば、あえて「等」をつけなければいけない必然性は乏しいのではないかと思う。設置目的と所掌事務のいずれも「等」がなくともよいのではないかと考える。

:司法のあり方という文言を入れると、司法のあり方とは何かという問題も出てくる。そういう視点から言うと「等」はいずれについても省いてよいと思う。特に、司法権の独立という点を確認事項に入れない立場を取るならば、「等」を入れると誤解を招きかねない。むしろ省いた方がよい。

:地域における司法のあり方については、「地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営について広く国民の意見を反映させるため」と言えば、「等」がなくても当然入ると理解できるのではないか。逆に、「等」を入れることによって、多少の不安があり得るとすれば、1の設置、2の所掌事務とも「等」を削ることでどうか。また、1の設置目的のその余の書き方は修正案のとおりでよいか。

:異議なし。

:4の委員の任命は修正案のとおりでよいか。

:異議なし。

< 確認事項案について >

:資料5の確認事項案については、原案どおりでよいか。

:異議なし。

:「裁判所運営に国民の意見等を反映させることを可能とする機関の地方裁判所及び家庭裁判所への設置に関する規則の制定」という諮問事項については、要綱案をこのとおり要綱として答申し、確認事項についてもこれを議事録に添付し、最高裁及び新しく立ち上がる委員会の運用に当たって留意してもらうこととしたい。

:異議なし。

2) 司法修習委員会

< 要綱案について >

幹事から、資料4「司法修習委員会規則要綱(案)改訂版」(以下「要綱(案)」という。)について説明された。

1 設置

:異議なし。

2 所掌事務

:(2)の「その他法曹の養成に係る」という部分は、「個人」にもかかるのか。

: そのように理解している。「個人」としては、実務修習の担当者などを想定している。「法曹の養成に係る」をどの程度広く解するかは、運用の中で検討していけばよいのではないかと。

: 2の所掌事務の(2)は、原案どおりでよいかと。

: 異議なし。

3 組織

4 委員の任命

: 要綱(案)では、委員数について10人案と12人案が併記されている。10人案は裁判官1人、検察官1人、弁護士1人、司法研修所長1人の法曹4人、学識経験者6人という意見、12人案は10人案に弁護士と学識経験者をそれぞれ1人増やすという意見と思うが、ご意見を伺いたい。

: 今後、毎年3000人の法曹を生み出そうとしている中では、現代の多様なニーズに応えていく法律家が求められる。3000人の司法修習生のうち2千数百人が弁護士となり、弁護士が裁判制度及びその他のリーガルシステムを支えていくことになったときに、その養成の過程にも多様性が必要となる。この司法修習委員会においても、固定した経験を持つ弁護士1人ではなく、多様性が担保されるよう弁護士を2人とすることを提案したい。これは、単に、民事・刑事や中央・地方という趣旨ではなく、多様な質を持った法曹を生み出していくという意味で、司法修習委員会における弁護士の働きは重要であり、果たすべき責任は大きいと考えるからである。また、将来、法曹には自然科学分野や社会科学など広い分野の素養が必要になってくる。その多様性を確保する意味で学識経験者1人を増やすことも提案したい。

: 司法修習委員会の委員構成も裁判官指名諮問委員会と同じ考え方でいくのが相当であり、非法曹を多くすることと、法曹三者を2:1:2とすることを考える必要がある。後者の点は、司法研修所の所長が従来は裁判官から就任しているので、所長を含め裁判官2人、検察官1人、弁護士2人とし、学識経験者を6人とすると11人となる。他方、所長を別格とすると、裁判官2人、検察官1人、弁護士2人の5人に所長を加えて法曹6人、学識経験者を7人として13人となる。したがって、委員数については11人又は13人が適当と考える。

: 司法修習委員会では、専門的な議論は幹事レベルで吸い上げていくのが適切である。また、修習生の数が変わっても、裁判修習、検察修習、弁護士修習のウエイトが大きく変わることはない。基本的に裁判官1人、検察官1人、弁護士1人と同数で、司法研修所長が組織の長として参加し、学識経験者が若干多いという構成は合理性がある。したがって、原案を支持する。

: 2(2)の協力依頼を十分活用できるので、委員数は10人程度でよい。委員の内訳をきちんと決めておくことにどれだけの意味があるのか。司法修習の内容は、団体の利益を反映させるのではなく、大所高所から決めなければいけないので、その辺はこだわらないほうがよい。

: 裁判官、検察官、弁護士というと、弁護士は弁護士会を代表していることになる。学識経験者として弁護士資格を有している人が適当だということもあり得るので、原案どおり10人でよい。

: 法曹三者が各1人、そして司法研修所長が入るのが妥当だと思う。司法修習委員会が、しっかりした専門家を作るにはどういう教育をしたらよいかについて助言するものという意味では、科学者、医者、エンジニアなど、別タイプの高度な専門家の養成に関わっている人たちを委員に何人が揃えておけば、かなり貢献できるのではないかと。委員数は10人くらいでよいと思う。

: 学識経験者の中に、海外の司法制度に詳しい人を入れておくべきである。

: 委員数は12人程度に広げた方がよいのではないかと。例えば、法科大学院の教員が法曹であることもあるので、その他の学識経験者の人数が圧迫されないようにすべきである。

: 委員の人数については、この委員会でも、法曹三者の委員よりそれ以外の委員が多くなければならないのかという問題と、法曹三者の人数比をどうするかという問題とがある。原案は、法曹三者の委員よりそれ以外の委員が多くなっているため、一つ目の点は問題ない。二つ目の点については、司法研修所長は司法研修所の管理運営の責任者という観点から発言するであろうから、法曹三者の人数比から除いてよいのではないかと。法曹三者の人数を増やすということも考えられるが、全体の人数が増えてしまう。原案どおり、法曹三者が4人で、それ以外が6人の合計10人という

ことかどうか。

:委員構成については、法曹三者の委員とそれ以外の委員とのバランスをあまり考えるべきではない。重要なのは、学識経験者としてどういう人材に入ってもらおうかであり、そのことを議事録だけではなく、何かの形で残しておいてもらいたい。人数は、10人でも構わない。

:この規則の立ち上がり時は、法科大学院と司法修習との連携や新しい司法修習の骨格を作ることが重要な問題となってくると思われるので、法科大学院や法学関係から委員になってもらう比率がある程度高くなることは避けられない。その後、安定期に入ると、社会のニーズにより、法曹を送り出す最後のステップとしての視点からの検討も必要になると思われるので、委員構成の在りようは時代によって変わってくるのではないかと。そのように考えると、少し柔らかい制度設計にしておく必要があると思っている。

:3の組織と4の委員の任命は原案どおりでよいか。

:異議なし。

5 委員の任期等

6 委員長

7 幹事

8 議事

9 庶務

10 雑則

:5の委員の任期について、2年ごとに委員を改選すると審議が途切れるということはないか。海外の学会では、副会長が次期の会長になるようにし、議論に継続性を持たせるようにしている。

:運用上の配慮で足りると考えている。

:7(2)-4の「関係機関の職員」は、具体的に誰を想定しているのか。

:司法研修所の教官、事務局長を想定している。今後、司法修習に求められる役割が広がるのであれば、行政庁の職員ということも考えられる。

:5から10は、原案どおりでよいか。

: 異議なし。

< 確認事項について >

: 堀野委員提出資料「確認事項(案)」(以下「堀野委員提出資料」という。)1項は、司法研修所の管理運営に関する重要事項に関わるものであり、主として司法研修所の弁護教官の選任の問題である。現在、日弁連は、慣習上、必要数の倍数の候補者を推薦している。かつて、日弁連が推薦に当たって順位を付していた時期もあるが、その意見が必ずしも尊重された結果となっているわけではない。個別具体的な人事を取り上げるのではなく、選考基準、選考方法の在り方について、信頼関係構築に向けた議論を行わなければならないという問題意識に立った上での提案である。

: 提案の趣旨は理解できるが、要綱に掲げられている「重要事項」の典型例であり、あえて確認事項とする必要はないと考える。

: 委員会の議題とすることは何ら問題のないところであり、確認事項とする必要はないと思われる。

: 踏み込んで確認事項とすることにより、逆に特殊な意味を持ってしまうことになりかねない。書かない方が無難である。

: 司法研修所教官の選任の在り方が、管理運営事項にストレートに当てはまるわけではない。念のために確認事項に書いた方がよい。ところで、裁判教官や検察教官の選任の実情はどうか。

: 裁判教官は裁判所における人事の一環として、検察教官は法務省からの推薦に基づき選任している。これまで弁護教官は、倍数推薦をお願いしていたが、最近、刑事弁護教官についてはそれが難しい状況である。最高裁では弁護士の人物、能力に関する情報を持ち合わせていないので、司法研修所の弁護教官室や弁護教官OBの意見などを聴き、候補者の人物、能力に関する情報を広く集めた上で、それらの方々の意見を尊重して選任しているのが実情である。

: 弁護教官は、事務の委嘱という形で就任し、年に数か月拘束されるが、月額20万円台の支給だけである一方で出費もかさみ、経済的な打撃を受けている。このような点について、将来的に対策を考えてもらいたいという事情もあり、提案したものである。

: ご指摘の点は、所掌事務の「重要事項」に当然含まれると考える。現在の制度の問題点を解決するために確認事項に入れたということになれば、そこに特殊な意味が出てきてしまう。

: 所掌事務に当然に含まれるという指摘がされたこと、弁護教官の選任に関する日弁連の苦悩も明らかになったことを踏まえ、この点は議事録に止めることとし、確認事項に盛り込まないことでどうか。

: 異議なし。

: 堀野委員提出資料2項は、委員会を実質あらしめるためにも重要であると考えます。

: 地裁委員会との平仄を考えると、「随時」ではなく「適時」とし、説明の対象者として「委員会に対して」を挿入することが考えられる。また、「運営状況」では漠然としているのではないかと。

: 確認事項とし、表現振りは別途検討したい。

: 堀野委員提出資料5項は、法科大学院教育との有機的連携の確保という目的から、年に複数回開催してもらいたいとの趣旨である。

: 「毎年、必要に応じて機動的に開催」といった表現振りが考えられる。

: 確認事項とし、表現振りは別途検討したい。

堀野委員提出資料4項はどうか。

: 「できるだけ多方面の意見を聴取して」を委員の出身母体を広くする意味と捉えると、司法修習の在り方を議論の上では委員が広がり過ぎる。「専門分野等を考慮しながら」といった表現ではどうか。

: この委員会は、国民各層から広く意見を聴くというものではない。法曹という同じ専門家集団だけでは議論が偏るので、委員には別の専門家集団が入った方がよい。

: 学識経験者が多数を占める趣旨を入れるべきである。

: 確認事項とし、表現振りは別途検討したい。

: 議事の公開について、地裁委員会の例にならい、確認事項に入れてほしい。

: 地裁委員会は国民の意見をどう反映させるかが重要であるが、この委員会はコンフィデンシャルな問題も扱い得る委員会であり、その公開については地裁委員会とは同様に扱えないのではないかと。司法修習生の守秘義務等について議論する際に

は、公開しなくてよい場面があるのではないかと考えている。

: 確認事項とし、表現振りは別途検討したい。

(以上の議論を踏まえた確認事項(案)が幹事から提案,説明された。)

: 確認事項(案)4項について、この委員会が教育内容を議論することなどを考えると、公開原則は採らない方がよいのではないか。

: 昨今の司法制度改革の議論やその他の審議会の公開に向けた大きな流れからしても、この程度の公開を行わないと納得は得られないのではないか。

: 情報公開法5条の不開示決定の要件をきちんと踏まえれば問題はないと思う。不用意に公開して、司法研修所の管理運営に問題が生じるようでは困る。

: 確認事項は原案どおりでよいか。

: 異議なし。

: 「司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定」という諮問事項については、要綱案をこのとおり要綱として答申し、確認事項についてもこれを議事録に添付し、最高裁及び新しく立ち上がる委員会の運用に当たって留意してもらいたい。

: 異議なし。

(以上)